○第二種製造事業承継届（一般則、液石則）

根拠法令

・法第１０条の２　　一般則第９条の２
　　液石則第１０条の２

適　　用

・第二種製造者について、その事業の全部を譲り渡し、又は相続、合併若しくは分割（事業の全部を承継させるものに限る）があった場合

必要書類

１．第二種製造事業承継届書
（一般則様式第３の２、液石則様式第３の２）

２．相続の場合
・相続の事実を証する書面
（相続人が２人以上ある場合は、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）
・被承継者に関する戸籍謄本

３．合併の場合
・合併又は分割の事実を証する書面（登記簿謄本等）

４．譲渡の場合
・譲り渡しの事実を証明する書面（契約書の写し等）

５．届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）